

滋 総 第 5 8 2 号
平成 23 年(2011 年) 4 月 15 日

各 私 立 幼 稚 園 長
各 私 立 小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 長
各 私 立 専 修 ・ 各 種 学 校 長

様

滋賀県総務部総務課長
(公 印 省 略)

学校（園）における感染症等まん延防止と発生時の連絡方法について（通知）

学校（園）における感染症等感染症等の予防対策については、すでに取り組んでいただいているところですが、今後も児童生徒の健康管理を引き続き行い、感染症等の予防に努めていただきますようお願いいたします。

については、集団発生に伴う臨時休業等の措置における対応および関係機関等への連絡方法について、下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 別紙「学校保健安全法等による感染症発生時連絡手順」にしたがい、別紙様式「臨時休業報告書」により報告してください。
- 2 臨時休業を決定した場合は、午後 2 時まで F A X で所轄の保健所に報告してください。（時間厳守）
- 3 臨時休業報告書の記入について
(1) 校長名には、ふりがなを付けてください。
(2) 臨時休業の主な原因となった感染症は、臨時休業をした時点での情報をもとに学校医の判断により記入してください。
(3) 症状については、できるだけ詳しく記入してください。
登校している児童生徒の実態についても、あらかじめ把握し記入してください。
(他学級、他学年の罹患状況等を含む。)
(4) 閉鎖期間については、早退措置を除いた期間を記入してください。

4 その他

休業（閉鎖）にあたっては、20%の欠席を一応の目安としていますが、学校内または地域の流行状況を的確に把握し、かつ、児童生徒の健康状態等を見合わせながら、学校医の指導、助言を仰ぎ判断してください。

ただし、学校管理規則等で校（園）長に委任している場合は、それにしたがってください。

また、詳細につきましては、平成 1 1 年 3 月文部省発刊の「学校において予防すべき伝染病の解説」を参照してください。

5 参考

- (1) 学校保健安全法第 1 9 条 (出席停止) 第 2 0 条 (臨時休業)
- (2) 学校保健安全施行規則第 1 8 条 (感染症の種類) 第 1 9 条 (出席停止の期間の基準)
- (3) 学校保健アクションプラン (学校モデル) 「感染症発生時関係者連携モデル」
滋賀県教育委員会ホームページ掲載
<http://www.pref.shiga.jp/edu/sogo/kakuka/ma08/file/hoken/actionplan.html>

滋賀県総務部総務課 私学・宗教法人・県立大学 担当 北村 TEL 077-528-3114 FAX 077-528-4811
--

別紙

学校保健安全法等による感染症発生時連絡手順（改訂版）H21.7.8改訂

私立学校の場合



